

均等割額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	平成 平成	年 月 日から 年 月 日まで	法人名
----------------------	----------	--------------------	-----

事務所、事業所又は寮等(事務所等)の従業者数の明細				市町村の存する区域 内における従たる事 務所等		名称 (外 箇所)	所在地				
東京都内における主たる 事務所等の所在地		事務所等を有 していた月数	従業者数の 合計数				市 町 村				
区 市(町村)		月	人	当該事業年度又は連結事業年度(算定期間)中の従たる事業所等の設置・廃止及び主たる事務所等の異動							
特別区内における従たる事務所等				異動 区分	異動の 年月日	名称	所在地				
所在地		名称 (外 箇所)	月数	従業者数の 合計数	設置	平成 年 月 日					
1	千代田区				廃止						
2	中央区				旧の主 たる事 務所等	(月)					
3	港区				均 等 割 額 の 計 算						
4	新宿区				区 分	税 率 (年 額) (ア)	月 数 (イ)	区 数 (ウ)	税額計算 (ア)×(イ)÷12)×(ウ)		
5	文京区				特別区 のみに 事務所 等を有 する場 合	主たる 事務所 等所在 の特別 区	事務所等の 従業者数 50人超 ①		円	円	
6	台東区						事務所等の 従業者数 50人以下②			円	円
7	墨田区				特別区 と市町 村に事 務所等 を有す る場 合	従たる 事務所 等所在 の特別 区	事務所等の 従業者数 50人超 ③			円	
8	江東区						事務所等の 従業者数 50人以下④			円	円
9	品川区				道府県分 ⑤					円	
10	目黒区				特別区 (市町 村分)	事務所等 の従業 者数	50人超 ⑥			円	
11	大田区						事務所等 の従業 者数	50人以下 ⑦			円
12	世田谷区										
13	渋谷区				納付すべき均等割額 ①+②+③+④ 又は ⑤+⑥+⑦		⑧			円	
14	中野区				備 考						
15	杉並区										
16	豊島区										
17	北区										
18	荒川区										
19	板橋区										
20	練馬区										
21	足立区										
22	葛飾区										
23	江戸川区										
合 計 (主たる事務所等の従業者数の合計数を含む。)											

この明細書は、特別区に事務所、事業所又は寮等を有する法人が、中間・確定申告書(第6号様式)、予定申告書(第7号様式)、清算事業年度予納申告書(第8号様式)又は清算確定申告書(第9号様式)を提出する場合に添付してください。

